

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告示

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十六年五月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十八日付けで日野郡日南町新屋一三九番地二出垣正夫ほか十七人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(多里地区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

目次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の決定

指定施業要件の変更予定の保安林

開発行為に関する工事の完了(二件)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

指定団体の届出

◇ 正 誤

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程中訂正

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月十八日 鳥取県指令受都計第三百四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社 不動企業

代表取締役 田 中 宣 二

鳥取県告示第五百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年十二月五日 鳥取県指令受都計第三百八十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字鱒田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成三九三

山名 信利

鳥取県告示第五百三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

鳥取駅前支店

鳥取市今町二

丁目 を

鳥取駅前支店

鳥取市栄町

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
山口義行後援会	中瀬	巴酒井美美子	倉吉市昭和町三五六	その他の政治団体
浜崎芳宏美芳会	清水	利造藤尾	鳥取市美萩野二丁目二三	"
牧田実夫後援会	名越	勉西谷	重幸倉吉市巖城三六三一九	"
矢野英夫後援会	牧田	勇夫赤本	豊倉吉市湊町一七三一一八	"
さの利行後援会	杉山	正信前田	倉吉市東岩倉町二二八〇	"
日本共産党鳥取県後援会	君野	駿平田江	裕鳥取市寺町中区四二	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
水谷正勝後援会	代表者	水谷政一	増田 昭
生長の家政治連合鳥取県委員会	会計責任者	片桐 武	田中平蔵
石賀一郎後援会	"	小椋明利	渡辺月明
手島幸二後援会	主たる事務所の所在地	境港市京町一八七	境港市松ヶ枝町九
沢徳次郎後援会	"	岩美郡岩美町浦富一五四七	岩美郡岩美町大谷七七〇

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
佐治村島栄会	岡村 功	岡村 末廣	八頭郡佐治村養谷四五四	その他の政治団体
杉根修後援会	中江 豊	山松 巖	倉吉市上米積四七〇一五	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
古井 喜実	衆議院議員	古井喜実を激励する会	鳥取市栄町一〇	鶴田 憲次
松永 忠君	鳥取県議員	松永忠君後援会	西伯郡淀江町佐陀一二	唐来金太郎
米井 薫甫	"	米井のおとし後援会	八頭郡智頭町南方四一	氏橋 憲俊
山本 昇造	"	山本昇造後援会	八頭郡那家町米岡	小林 実
横山 春吉	"	横山春吉後援会	東伯郡羽合町久留一五一	浦田 義治
増田 昭	"	増田昭後援会	倉吉市伊木二四一一	藤原 栄喜

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年五月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 昭 部 正 夫

◎ その他の政治団体

期間 昭和53年1月1日～12月31日

杉根修後援会

報告年月日 昭和56年5月8日

1 収入総額 30,000円

2 支出総額 22,500

3 収入の内訳

寄附 30,000

個人分 30,000

4 支出の内訳

政治活動費 22,500

機関紙誌の発行 22,500

その他の事業費 22,500

5 寄附の内訳

(個人分)

年間100万円以下のもの 30,000

期間 昭和54年1月1日～12月31日

佐治村島栄会

報告年月日 昭和56年5月6日

1 収入総額 35,000円

2 支出総額 33,700

3 収入の内訳

個人の党費、会費(35人) 35,000

4 支出の内訳

経常経費 33,700

人件費 33,700

杉根修後援会

報告年月日 昭和56年5月8日

1 収入総額 7,500円

2 支出総額 7,500

3 収入の内訳

前年繰越額 7,500

4 支出の内訳

政治活動費 7,500

組織活動費 7,500

正 誤

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和五十六年五月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	誤	行	張	正
十一	上	終わるから	場合にかつて	場合にかつて
十二	下		候補者等の氏名	候補者等の氏名 ㊦